

久人第 2333 号
令和8年1月21日

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○
○○ ○○
処 分 庁 久喜市長 梅田 修一

審査請求人が令和7年8月13日に提起した、令和7年5月12日付け久人第340-02号で久喜市長（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分の一部を取り消す。

事案の概要

1 審査請求人は、久喜市情報公開条例（平成22年3月23日条例第12号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和7年4月28日付で実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

〈公開請求内容〉

- ・2023年及び2024年に市が職員に実施したハラスメントアンケートアンケートの内容、集計、自由記述欄の記載事項の全部
- ・アンケートを受けて、行政としての対応について協議した経過及びその結果、今後の対応方針についての協議を記した文書
- それらの協議と決裁文書のすべて

2 実施機関は、本件公開請求に対し、次のとおり対象公文書を特定した上で、アンケートの自由記述欄のうち、回答者の承諾を得た一部を除く部分が条例第7条第5号（事務事業執行情報）に該当するとして、また、回答者の承諾を得て公開した部分のうち、職名、回答者の個人が特定又は推測できる部分及びメンタルヘルス相談の相談員氏名については、条例第7条第2号（個人情報）に該当するとして、令和7年5月12日付で部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（1）対象公文書

- ①令和5年度ハラスメントに関するアンケートの実施について（依頼）
- ②令和5年度ハラスメントに関するアンケートの集計結果について（職

- 員ポータルに掲載するための決裁文書)
- ③令和5年度ハラスメントに関するアンケートの集計結果について
 - ④令和6年度ハラスメントに関するアンケートの実施について（依頼）
 - ⑤令和6年度ハラスメントに関するアンケートの集計結果について（職員ポータルに掲載するための決裁文書）
 - ⑥令和6年度ハラスメントに関するアンケートの集計結果について
 - ⑦支援室通信第4号の発行について（令和6年12月発行）
 - ⑧令和6年度第3回職員向けメンタルヘルス相談の案内（職員ポータル掲載文）
 - ⑨令和7年4月からの名札表記の変更について（職員ポータル掲載文）
 - ⑩令和7年度久喜市職員のハラスメント相談窓口について
 - ⑪ハラスメント対策について
- (2) 非公開部分を含む対象公文書（以下「本件公文書」という。）
- ③「令和5年度ハラスメントに関するアンケートの集計結果について」のうち、自由記述欄のすべて
 - ⑥「令和6年度ハラスメントに関するアンケートの集計結果について」のうち、自由記述欄Q12を除く自由記述欄のすべて及び自由記述欄Q12のうち職名、回答者の個人が特定又は推測される部分
 - ⑧「令和6年度第3回職員向けメンタルヘルス相談事業の案内（職員ポータル掲載文）」のうち、メンタルヘルス相談の相談員氏名

3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年8月13日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68条）第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

第1 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち部分公開の決定処分を取り消して公開する、または、部分公開の対象範囲を拡大するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張している内容は、概ね次のとおりである。

(1) 通常はアンケートを実施する際に、特に「公開してよいかどうか」の承諾を得るとは限らないから、公開についての承諾を得ていないことは、公開しない理由にはならない。

そもそも、本アンケートは、「快適な職場環境作りに取り組む」ために、「ハラスメントに関する実態を把握するため」に行ったものであるから、その「実態」がどのよ

うなものであったのかを公開することは、アンケートを実施した久喜市の責任であると考える。

それは単に、数字で集計できる設問の項目だけにとどまらない。自由記述欄が公開されなければ、具体的にどのようなハラスメントがあったのかは不明であって、当然にこの自由記述欄の記載も公開されるべきである。

- (2) 個人情報保護の観点からは、自由記述欄の公開に当たっては、回答者及び記述欄の回答に記された個人の職名や、個人が特定されたり、特定されないまでも推測される部分は公開されることは当然である。

それらの公開されるべきでない情報の記述部分を除いて、公開されるべきである。

したがって、今回の「部分公開」とされた範囲を拡大するよう求める。

- (3) 昨年12月に、市議会が実施したハラスメントに関するアンケートの回答について、2025年3月に私が情報公開請求した結果、自由記述欄についても、個人が特定される部分を除いて、公開されている。市が実施したアンケートの自由記述欄の回答についても、これと同様に扱うべきである。

- (4) 「公開が原則」であるから、その原則に従って、記述の中で「職名や個人が特定又は推測される部分」があるのであれば、その部分だけを非公開とするべきではないか。記述中の「職名や個人が特定又は推測される部分」以外の部分は公開されるべきである。

今回の「部分公開」の処分において、実際には、個人などが特定されたり推測されない部分も含めて、一括してすべてを非公開とされているのは公開の原則に反する。

- (5) 実施機関が作成した弁明書の「推測される恐れがあることから」、「推測される恐れのあり得る記述」という記述自体に問題がある。

本来は「特定または推測される」範囲だけを限定的に非公開とすべきところを、恣意的に「恐れがある」「恐れのあり得る」という可能性にまで拡大解釈し、それを根拠にして自由記述欄のすべてを事実上の非公開にした。しかも、表現はきわめてあいまいであり、判断の基準は示されていない。

これでは、実施機関が「恐れがある」「あり得る」と判断したと言えば、すべてがそれに該当してしまうことになり、条例の条文は有名無実と化すことになる。原則公開であるから、判断の基準は「特定または推測される部分」に限定すべきであって、このような拡大解釈はすべきではない。

- (6) 情報公開条例第7条第2号では、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と拡大解釈の余地はなく、より明確かつ限定的に明記している。これを「特定または推測される部分」と解釈することにも議論の余地があるが、それをさらに「恐れがある」「あり得る」とまで拡大することはできないと考える。

- (7) 情報公開制度の「公開の原則」を尊重した上で、「非公開」の範囲を限定し、それ以外の部分は公開すべきである。そのためには、自由記述欄に書かれた記述の文章の一つひとつを個別に判断して、「職名や個人が特定または推測される部分」(条例では「識

別できるもの」)だけを非公開(スミ塗り)とすればよいが、今回の処分に当たって、文章を個別に判断した形跡はない。

あらためて、自由記述欄の非公開範囲の限定と、公開範囲の拡大を求める。

第2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 実施機関の決定について

本件処分は、条例第7条第2号(個人情報)及び同条第5号(事務事業執行情報)の規定に基づき、適正に判断したものである。

2 本件処分に係る非公開の理由

(1)「令和5年度ハラスメントに関するアンケートの集計結果について」のうち、自由記述欄のすべて

ア 人事課職員健康支援室は、ハラスメント相談窓口としての職務を担う部署であり、これまでの相談事例の多くで、「相談したことを行為者に伝えないで欲しい」との要望を受けている実態がある。

問題の解決を図るならば、行為者に対して相談者から訴えがあったことや、行為の態様を伝える必要があるが、実際は全く逆の傾向を示しており、これは報復や行為者との関係性悪化を危惧するが故の選択であると考えられる。

相談者が苦痛や恐れを訴えながらもこのような要望をすることは、人事課に対する信頼感に基づくものであるから、人事課は、秘密を必ず守る、相談者の心情にしっかりと寄り添うといった姿勢を堅持していかなければならない立場にある。

このため、アンケートの自由記述欄には、ハラスメントに係る具体的な行為が記されており、その内容から特定の個人が推測される恐れがあることから、当該情報を公開することにより、人事課への信頼が損なわれ、人事課で実施する調査、職員アンケート等において、職員の意見や実態を正確に把握できなくなるなど、今後の適正な事務執行に支障を及ぼす恐れがあること、また、信頼関係が重視されるメンタル相談の執行にも大きく影響を及ぼす恐れが生じることとなる。

このような理由から、本件公文書については条例第7条第5号(事務事業執行情報)に基づき部分公開としたものである。

イ ハラスメントに関するアンケートは、日頃、職員がハラスメントと感じる行為がどの程度あるか、その数値的な実態を把握し、また、自由記述欄でその現状を詳細に確認することにより、人事課においてハラスメント防止に関する企画の立案に必要な情報を収集するため実施したものである。アンケートの実施にあたり、令和6年度ハラスメントアンケートのQ12の設問に「公表する予定」と記載した以外、アンケート結果の公開・非公開は予め示してはいないところではあるが、本アンケートがハラスメントという機微な情報を扱うことから、非公開との認識に立って職員が回答したものとおおよそ推測できるものである。

これらを踏まえ、請求者が主張する公開責任の範囲が自由記述欄には及ばないと判断したものである。

ウ 著作権法第2条第1項第1号では「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義している。

自由記述欄に記載された内容のうち、回答者の心情や内面を直接的に表す内容、或いは、心情や内面を由来として記載された内容については、「思想や又は感情を表現したもの」ではあるが、アンケートの設問に対する回答であって、「創作的に表現したもの」とは言い難いことから、「著作物」にはあたらないものと解される。

一方で、条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人を識別できない個人情報であっても、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを指すものである。

上述のとおり、自由記述欄の記載内容は、著作物にはあたらないものではあるが、少なからず回答者の心情や内面に関わる事項が含まれることから、記載内容が創作的であるかという性質の判断は理解した上で、著作物に類するものとして、著作者人格権の保護という視点も考慮できるのではないか、との考えに至ったところである。

本アンケートは公務として実施したものであり、その過程で作成された文書は、公文書として公開対象となるものであるが、本請求に対して公開・非公開を検討するにあたっては、様々な視点を踏まえて判断したものである。

エ 議員と職員は、それぞれ市議会と執行部という異なる組織に属しており、日常的に顔を合わせる機会はなく、また、直接的な指揮命令関係、自部署・他部署といった利害関係、入庁年次、年齢、趣味嗜好を始めとする人間関係は有さないものであり、そのような距離感を拠りどころとして、職員は議会アンケートに回答したものである。

一方で、職員同士の場合、同じ組織に属して日常的に向き合い、また、前述のような密な関係性を有していることから、アンケートの回答内容から自身を特定されるリスク、報復や関係性の悪化を招くリスクは非常に大きいものと思料される。

そのため、市議会が実施したハラスメントアンケートと人事課が実施したアンケートは、性質を異にするものであり、議員アンケートの部分公開に倣い同様の取扱いとすることはできないものと判断したところである。

オ 本アンケートは、ハラスメントの現状を把握し、ハラスメント防止に関する企画の立案に必要な情報を収集するために実施したものである。

そのため、アンケートの回答内容は、できるだけ具体的である方が実態を把握できるものであり、自由記述により、より詳細な情報を求めたところである。仮に、自由記述欄の一部を公開した結果、職員の特定に繋がった場合、その職員の個人情

報を侵害することになる。

これらの機微な情報を一部とはいっても、公開することにより、回答者職員に少なからずショックを与えるとともに、人事課への信頼が損なわれ、今後の適正な事務執行に支障を及ぼす恐れがある。人事課の視点としては、職員の秘密を守ることを第一に考え、自由記述欄の記述内容を個別に判断するのではなく、自由記述欄全体をとらえて、事務事業執行情報として公開しないものと判断したところである。

カ アンケートの自由記述欄の一部の記載内容には、あたかもそのような認識に至らしめる可能性がある個人的見解が含まれており、その内容が公開されることにより人事課への信頼が損なわれ、人事課への相談を躊躇してしまうなど、今後の相談業務に支障を及ぼす恐れがある記述がある。

(2) 「令和6年度ハラスメントに関するアンケートの集計結果について」のうち、自由記述欄Q12を除く自由記述欄のすべて及び自由記述欄Q12のうち職名、回答者の個人が特定又は推測される部分

上記(1)と同様に、情報を公開すると、今後の適正な事務執行に支障を及ぼす恐れがあること、また、信頼関係が重視されるメンタル相談の執行にも大きく影響を及ぼす恐れが生じることとなることから、本件公文書については、条例第7条第5号(事務事業執行情報)に基づき部分公開としたものである。

また、回答者の承諾を得て、公開した自由記述欄Q12については、一部に職名、回答者の個人が特定又は推測される恐れのあり得る記述があることから、当該部分を条例第7条第2号(個人情報)に基づき部分公開としたものである。

(3) 「令和6年度第3回職員向けメンタルヘルス相談事業の案内(職員ポータル掲載文)」のうち、メンタルヘルス相談の相談員氏名

当該情報に相談員の氏名が掲載されていることから、条例第7条第2号(個人情報)に基づき部分公開としたものである。

理 由

第1 久喜市情報公開・個人情報保護審査会の判断

令和7年9月30日、審査庁は、久喜市情報公開条例第17条第1項の規定により、本件審査請求について、久喜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

令和8年1月7日、審査会は情個審査答申第1号(以下「審査会答申」という。)をもって、審査庁に答申した。

審査会答申により示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、令和5年度及び令和6年度に市が職員を対象に実施したハラスメント

アンケートの集計結果のうち、自由記述欄の部分並びに令和6年度第3回職員向けメンタルヘルス相談事業の案内文である。

2 条例第7条第5号（事務事業執行情報）の該当性について

(1)「令和5年度ハラスメントに関するアンケートの集計結果について」のうち、自由記述欄のすべて

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、「アンケートの自由記述欄を公開することにより、その内容から特定の個人が推測される恐れがあり、一部の公開であっても、人事課への信頼が損なわれ、人事課で実施する調査、職員アンケートやメンタル相談の執行にも大きく影響を及ぼす恐れが生じることとなり、条例第7条第5号（事務事業執行情報）に該当する」と主張している。

さらに、当審査会からの聞き取りに対しては、「アンケートの自由記述欄の一部の記載内容には、あたかもそのような認識に至らしめる可能性がある個人的見解が含まれており、その内容が公開されることにより人事課への信頼が損なわれ、人事課への相談を躊躇してしまうなど、今後の相談業務に支障を及ぼす恐れがある記述がある。」とのことであった。

当審査会において、本件公文書を見分したところ、アンケートの集計結果の自由記述欄は、8項目の設問に対して、設問ごとに回答者から無記名で回答された具体的な行為や意見、感想がパソコンによる活字で羅列する形式により記載されていた。

記載内容には、具体的なハラスメントにおける被害経験が記されているものや、個人名、所属名、役職名、個人の発言内容が含まれるもののが見受けられた。

また、設問内容によっては、個人が識別できる記載のない建設的な意見や感想が記載されているものや、個人の主観的な見解にもかかわらず、不確実な情報を事実であるかのように認識させる内容の記載が見受けられた。

このため、実施機関が主張する「その内容から特定の個人が推測される恐れがある」部分は全体に及ぶものではなく、限定的な部分にとどまっているものであった。

実施機関によると、当該アンケートについては、「ハラスメント防止に関する企画の立案に必要な情報を収集するために実施したものであり、個別案件としての対応は目的としてはいない」とのことであった。

その目的から、本件公文書の自由記述欄は、一部を除いては個別性が低く、包括的な性質のものであると思料する。

さらに、実施機関は、回答者の承諾を得ていないことを非公開理由の一つに挙げているが、当該アンケートは回答者が無記名であり、また、直筆により特定の個人が識別されてしまうものでもない。

このようなことから、その匿名性が率直な意見の記述を担保するものと思料するところである。

このため、回答者の承諾の有無が、今後のアンケートの自由記述欄全体に影響を及ぼすとまでは考え難い。

その他、実施機関は、「自由記述欄に記載された内容のうち、回答者の心情や内面を直接的に表す内容、或いは、心情や内面を由来として記載された内容については、著作権法に規定する「著作物」には、該当しないものの、著作物に類するものとして、著作者人格権の保護という視点も考慮できるのではないかと考えて判断した」と主張している。

確かにハラスメントの被害経験のような個人の人格と密接に関係する情報については、著作者人格権の保護の観点からの配慮の必要性も否めないところではあるが、意見や感想にまで及ぶものではないものと思料する。

したがって、当審査会としては、公文書は原則公開という条例の趣旨及び本件公文書の全体の記載内容、性質から、実施機関が主張する条例第7条第5号（事務事業執行情報）の理由により、一律に自由記述欄を非公開とするまでの蓋然性は認められなく、一部を除き公開すべきと判断する。

但し、本件公文書のうち、具体的なハラスメントにおける被害経験についての記述を求めているQ13及びQ17の設問については、この記述を公にされることに抵抗を感じない回答者が存在する一方で、アンケートの自由記述部分が公開されることの不快感や、回答内容から特定の個人が識別されてしまうのではないかという不安感から、公にされることを望まない回答者も一定数存在するものと思料される。このため、意見の自由記述を公にすることで、公にされることを望まない回答者が、今後のアンケート調査への協力を躊躇し、率直な意見を記載しなくなることにより、アンケート調査が回答者の意見や具体的なハラスメントの被害状況を正確に把握できなくなり、結果として、アンケート調査の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることは否定できない。

これにより、Q13及びQ17の設問については、条例第7条第5号（事務事業執行情報）の理由により、非公開とすべきと判断する。

また、本件公文書には、実施機関が主張する「あたかもそのような認識に至らしめる可能性がある個人的見解」の蓋然性が認められる記述が一部に存在していたことから、当該部分については、条例第7条第5号（事務事業執行情報）の理由により、非公開とすべきと判断する。

さらに、本件公文書には、個人名、所属名、役職名、個人の発言内容から、特定の個人が識別できる部分又は、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できることとなる部分が存在していたことから、当該部分については、条例第7条第2号（個人情報）により、非公開とすべきと判断する。

(2) 「令和6年度ハラスメントに関するアンケートの集計結果について」のうち、自由記述欄Q12を除く自由記述欄のすべて

当審査会において、本件公文書を見分したところ、上記(1)と同様にアンケートの集計結果の自由記述欄は、8項目の設問に対して、設問ごとに回答者から無記名で回答された具体的な行為や意見、感想がパソコンによる活字で羅列する形式により記載されていた。

記載内容には、具体的なハラスメントにおける被害経験が記されているものや、個人名、所属名、役職名、個人の発言内容が含まれるものが見受けられた。

また、設問内容によっては、個人が識別できる記載のない建設的な意見や感想が記載されているものや、個人の主観的な見解にもかかわらず、不確実な情報を事実であるかのように認識させる内容の記載が見受けられた。

このため、実施機関が主張する「その内容から特定の個人が推測される恐れがある」部分は全体に及ぶものではなく、限定的な部分にとどまっているものであった。

したがって、上記（1）と同様に条例の趣旨及び本件公文書の全体の記載内容、性質から、実施機関が主張する条例第7条第5号（事務事業執行情報）の理由により、一律に自由記述欄を非公開とするまでの蓋然性は認められなく、一部を除き公開すべきと判断する。

但し、本件公文書のうち、具体的なハラスメントにおける被害経験についての記述を求めているQ19の設問については、この記述を公にされることに抵抗を感じない回答者が存在する一方で、アンケートの自由記述部分が公開されることの不快感や、回答内容から特定の個人が識別されてしまうのではないかという不安感から、公にされることを望まない回答者も一定数存在するものと思料される。このため、意見の自由記述を公にすることで、公にされることを望まない回答者が、今後のアンケート調査への協力を躊躇し、率直な意見を記載しなくなることにより、アンケート調査が回答者の意見や具体的なハラスメントの被害状況を正確に把握できなくなり、結果として、アンケート調査の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることは否定できない。

これにより、Q19の設問については、条例第7条第5号（事務事業執行情報）の理由により、非公開とすべきと判断する。

また、本件公文書には、実施機関が主張する「あたかもそのような認識に至らしめる可能性がある個人的見解」の蓋然性が認められる記述が一部に存在していたことから、当該部分については、条例第7条第5号（事務事業執行情報）の理由により、非公開とすべきと判断する。

さらに、本件公文書については、個人名、所属名、役職名、個人の発言内容から、特定の個人が識別できる部分又は、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できることとなる部分が存在していたことから、当該部分については、条例第7条第2号（個人情報）に基づき、非公開とすべきと判断する。

3 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

（1）「令和6年度ハラスメントに関するアンケートの集計結果について」の自由記述欄Q12のうち職名、回答者の個人が特定又は推測される部分

実施機関は、「回答者の承諾を得て、公開した自由記述欄Q12については、一部に職名、回答者の個人が特定又は推測される恐れのあり得る記述があることから、当該部分を条例第7条第2号（個人情報）に基づき部分公開としたものである。」としている。

当審査会において、本件公文書を見分したところ、一部に役職名等の記載が見受けられた。

当該部分については、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できることとなる情報であると思料することから、条例第7条第2号（個人情報）に基づき非公開とすべきと判断する。

なお、上記の「回答者の承諾を得て、公開した自由記述欄」以外の自由記述欄における条例第7条第2号（個人情報）の該当性については、**2**（1）、（2）で述べた通りである。

- （2）「令和6年度第3回職員向けメンタルヘルス相談事業の案内（職員ポータル掲載文）」のうち、メンタルヘルス相談の相談員氏名

実施機関は、「当該情報に相談員の氏名が掲載されていることから、条例第7条第2号（個人情報）に基づき部分公開としたものである。」と主張している。

当審査会において、本件公文書を見分したところ、相談員の個人名の記載が見受けられた。

当該部分については、特定の個人が識別できることとなる情報であると思料することから、条例第7条第2号（個人情報）に基づき非公開とすべきであると判断する。

4 審査会の結論

よって、実施機関が行った部分公開決定は、審査会が非公開を妥当と判断した部分を除き公開すべきと判断する。

なお、審査会として条例第7条第2号（個人情報）及び第5号（事務事業執行情報）による非公開部分が、妥当と思料する部分は以下のとおり示すこととする。

令和5年度ハラスメントに関するアンケート自由記述欄

質問番号	非公開部分	理由
Q12	役職名、個人の行動、発言内容	7条2号
Q13	全部分	7条5号
Q17	全部分	7条5号
Q23	所属、役職名、個人の行動、発言内容、個人名	7条2号
	個人の思想	7条2号・5号
Q28	所属、役職名、個人の行動、発言内容、関係団体	7条2号
	個人の思想	7条5号
Q31	個人名、所属、役職名、個人の行動、思想、発言内容	7条2号

	個人の思想	7条2号・5号
Q35	個人の思想	7条5号
	所属名、個人の思想	7条2号・5号
Q36	所属名、役職名、個人の行動、発言内容、年齢	7条2号
	個人の思想	7条5号
	個人の思想	7条2号・5号

令和6年度ハラスメントに関するアンケート自由記述欄

質問番号	非公開部分	理由
Q12	所属、役職名、個人の行動、発言内容	7条2号
Q13	発言内容	7条2号
Q19	全部分	7条5号
Q26	役職名、個人の行動	7条2号
Q32	所属、個人の行動、発言内容	7条2号
	個人の思想	7条5号
Q33	個人の思想	7条5号
	所属、役職名、個人の行動	7条2号・5号
Q35	所属、個人の行動	7条2号
	個人の思想	7条5号
	個人の思想	7条2号・5号
Q40	所属、個人の行動、発言内容	7条2号
	個人の思想	7条5号

第2 結論

以上のとおり、審査会の答申を尊重して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年1月21日

審査官 久喜市長 梅田 修一

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として（訴訟において久喜市を代表する者は久喜市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として（訴訟において久喜市を代表する者は久喜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります